

福島県農地中間管理事業 活 用 事 例 集

令和元年5月

福島県農地中間管理機構
(公益財団法人福島県農業振興公社)



目 次

頁

1 集落営農を基礎とする事例

- | | | |
|----------------|---|----|
| (1) 二本松市原セ地区 | （農地の出し手の積極的参画と作業の省力化により削減した労力で園芸作物を導入した事例） | 1 |
| (2) 白河市入方地区 | （複数の営農組織を統合して設立した法人が営農の多角化に取り組んだ事例） | 2 |
| (3) 白河市深渡戸地区 | （「和・楽・居ある集落営農」をスローガンに、複数の営農組織を統合して設立した法人を主体とした営農に取り組んだ事例） | 3 |
| (4) 会津若松市上馬渡地区 | （農業者間の明確な役割分担の下で、6次化等多角的な営農に取り組んだ事例） | 4 |
| (5) 会津若松市経沢地区 | （ほ場整備を契機に設立された法人が、集約化された農地で水稻直播栽培を導入し、省力化等が図られた事例） | 5 |
| (6) 猪苗代町長坂地区 | （ほ場整備を契機とした営農組織の法人化の事例） | 6 |
| (7) 猪苗代町釜井地区 | （ほ場整備を契機に設立された営農組織の法人化による農地の集約と大豆の団地化の事例） | 7 |
| (8) いわき市赤井地区 | （多面的機能支払の活動組織を活用しながら、地域の活性化を図る観点から異なる農業法人が連携して集落営農に取り組んだ事例） | 8 |
| (9) 会津若松市堰場地区 | （ほ場整備を契機に設立した法人により一集落一農場に取り組む事例） | 9 |
| (10) 喜多方市荒分地区 | （集落営農組合の法人化により、農地の集約化と営農の多角化に取り組む事例） | 10 |
| (11) いわき市瀬戸地区 | （営農体制の確立から地域の活性化に住民が一体となって取り組む事例） | 11 |
| (12) 会津若松市平塚地区 | （「若者に魅力ある職場、孫や嫁さん達が喜ぶ集落環境」をめざして法人化した集落営農組織が、地域農業の着実な進展に取り組む事例）NEW | 12 |
| (13) 喜多方市下高額地区 | （集落営農組織の法人化により、農地の集約化と営農の多角化に取り組み、新たな就業機会となっている事例）NEW | 13 |

2 担い手の経営改善の取組を基礎とする事例

- | | | |
|---------------|--|----|
| (1) 福島市平石地区 | (将来の営農に対する不安感の共有による担い手を中心とした営農体制の確立に取り組んだ事例) | 14 |
| (2) 福島市吾妻地区 | (耕作放棄地を活用して大規模牧場が使用する牧草地の集積に地域ぐるみで取り組んだ事例) | 15 |
| (3) 郡山市大善寺地区 | (畑地帯において、土地利用型野菜の生産拡大を目指す法人が、農地中間管理事業を活用し規模拡大に取り組んだ事例) | 16 |
| (4) 喜多方市針生地区 | (既存の担い手と新規就農者の受入による、活力ある集落の維持に取り組んだ事例) | 17 |
| (5) 会津坂下町窪倉地区 | (担い手の離農を契機に、地域内で農用地利用の再調整に取り組んだ事例) | 18 |
| (6) 南相馬市寺内地区 | (機構集積協力金の活用を契機に、担い手の効率的生産体制の確立に取り組んだ事例) | 19 |
| (7) 相馬市新田地区 | (津波被災地において法人を設立し、新たな営農システムの確立に取り組んだ事例) | 20 |
| (8) 棚倉町玉野地区 | (農地中間管理事業の活用を契機に設立した法人が転作作物の団地化と営農の多角化に取り組む事例) | 21 |
| (9) 三島町大登地区 | (荒廃農地の解消を契機に、守っていくべきエリアを明確にしながら役場が主体となって担い手への集約を図った事例) | 22 |

1(1) 二本松市原^{はらせ}セ地区(農地の出し手の積極的参画と作業の省力化により削減した労力で園芸作物を導入した事例)

3法指定地域：山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無： 無・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 44 ha (田 30 ha、畑 14 ha)

○一部が中山間地域に属し、水稻栽培を主体に野菜・果実が生産されている。

○平成18年に集落営農組合として設立した原瀬中央営農組合(特定農業団体)が、育苗事業や特定農作業受託について1集落1農場で取り組み、その後、平成27年に農事組合法人アグリ大日^{アグリ大日}を設立した。

2 きっかけ

○原瀬中央営農組合では、機構集積協力金の積極的活用を図るため、各組合員が貸借していた既存の農地を新たに設立する法人に農地中間管理事業を活用して集積することを合意した。

3 事業の活用に関する創意工夫

○法人(アグリ大日)の発起人を中心に、機構は二本松市と連携して水田の利用調整を行った。

○当初は水稻を中心とした営農類型であったが、経営方針として園芸作物(野菜)を導入することとし、畑地の利用調整も行った(1ha)。

4 事業の活用成果

○農事組合法人アグリ大日に集約されたことにより、非主食用米(WCS・飼料用米)のブロックローテーションに取り組むことができた。

○将来耕作放棄地となるリスクがある畑地についても、法人が省力化・効率化により削減された労力を活用し、加工用トマト(40a)、加工人参(60a)を作付けし、農業収入の拡大を目指している。

○農地の出し手が法人の構成員として各種作業(水管理・畦畔除草)等に有償で係わるようになった。

○当初、法人として農機具を所有しておらず、基幹作業を委託せざるを得なかったが、少しずつ農機具を購入できるようになり、若手オペレーターの養成にも取り組んでいる。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	28ha、63%	33ha、75%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	28ha	33ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	1	1
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	28ha	33ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(2) 白河市入方地区(複数の営農組織を統合して設立した法人が営農の多角化に取り組んだ事例)

3法指定地域：山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**

重点地区指定の有無：無・**有** (人・農地プラン) 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 51 ha (田 37 ha、畑 14 ha)

○市内有数の良質米地帯で、水稻を主体とした営農が行われている。

○1集落1農場を目指して昭和56年に設立した入方機械利用組合、大豆の共同生産や6次化に取り組む入方農事研究会及び入方集落営農組合を母体に、平成24年7月、集落ぐるみ型の農事組合法人「入方ファーム」が設立され、集落の担い手となっている。

2 きっかけ

○平成20年に白河市元気集落等応援事業を活用し、集落営農の先進事例を研究するとともに、集落営農組合設立当時の法人化の意向を踏まえて実施した平成23年の県農業会議による法人化コンサルテーションを経て、農事組合法人入方ファームが設立された。

○特定農作業受託を行っていた入方ファームが、機構集積協力のメリットを踏まえ、農地中間管理事業による利用権設定に移行した。

3 事業の活用に関する創意工夫

○集落財産は住民全員で守るとの理念の下、農地中間管理事業への移行を契機に、畑地も含めて地域内での集積を進めた。

○入方ファームが中心となり事業の活用を検討するとともに、集落の話し合いの場には機構も参加し、連携しながら利用調整を行った。

4 事業の活用成果

○農地の集約により、飼料用米⇄大豆のブロックローテーションが実現した。

○農地の集約化に伴い、用水管理を一元的に行うことが可能となり、直播栽培の導入により飼料用米の低コスト生産が可能となった。

○酒米「五百万石」の栽培(70a)に取り組み、地元蔵元との契約栽培により、経営安定化が図られている。

○育苗ハウスを利用したミニトマト栽培(8a)により農業収入が増加するとともに、地元雇用(5人/日)が確保された。

○転作作物として導入した大豆は、一部(1.2t)を納豆と味噌に加工し、農業収入が増加した。

○農地の出し手が水管理や畦畔の草刈り等に協力する取組が始まった。

○耕作条件改善事業が平成28年に採択され、湿田等が解消されるとともに、作業効率や普通作物の導入が可能となった。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	12.0ha、24%	31.8ha、62%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3.5ha	31.8ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	10	22
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	1.2ha	1.4ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(3) 白河市^{ふかあど}深渡戸地区(「和・楽・居ある集落営農」をスローガンに、複数の営農組織を統合して設立した法人を主体とした営農に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**

重点地区指定の有無: 無・**有** (**人・農地プラン** 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 **その他**)

1 地区の概要

○農地面積 31 ha (田 20 ha、畑 11 ha)

○市内東部に位置し、水稻を主体に営農が行われている。

○昭和58年に良質米生産を目的に「深渡戸稲作研究会」を設立した。平成12年には大豆集団栽培の共同作業を目的に深渡戸アグリ21生産組合を設立、その後平成27年に、同生産組合を母体に農事組合法人「深渡戸アグリ21」を設立し、地域の担い手となっている。

2 きっかけ

○平成20年に白河市区市元集落等応援事業を活用し、集落営農の先進事例を研究するとともに、集落営農組合設立を契機とした法人化の意向を踏まえて実施した平成26年の県農業会議による法人化コンサルテーションを経て、農事組合法人深渡戸アグリ21が設立された。

○農作業受委託による共同作業を行っていたが、「深渡戸アグリ21」が機構集積協力金のメリットを踏まえ、農地中間管理事業による利用権設定に移行した。

3 事業の活用に関する創意工夫

○「和・楽・居ある集落営農」をスローガンの下、農地中間管理事業への移行を契機に、1集落1農場を目指して地域内での集積が増加している。

○深渡戸アグリ21が中心となり事業の活用を検討するとともに、集落内の話し合いの場には機構も参加し、連携しながら利用調整を行った。

4 事業の活用成果

○農地の集約により、水稻(12ha)⇔大豆のブロックローテーションが実現した。

○大豆の団地化(8ha)により湿害等による生育不良が解消され、収量が増加した。

○転作作物として導入した大豆は、一部(0.7t)を地産地消として地元の食品加工店と連携して納豆・豆腐に加工・販売し、農業収入が増加した。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	不 明	21.7ha、70%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	1.2ha	21.7ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	7	15
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.6ha	1.4ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(4) 会津若松市上馬渡地区(農業者間の明確な役割分担の下で、6次化等多角的な営農に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無: (無)・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 70 ha (田 59 ha、畑 11 ha)

○地区の農用地利用改善団体が地区内の農地の利用や作業の受委託を調整し、「株式会社上馬渡夢農場」が特定農業法人として耕作や農作業受託を行っている。

2 取組のポイント

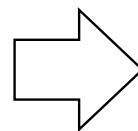
○機構集積協力金の活用を契機に、農作業受委託を農地中間管理事業に移行させ、法人に農地を集積した。地域集積協力金は悪条件水田の整備等に活用している。

○地域の農業者は個々の都合に応じて、働き手(従業員)、農地の貸借、作業の受委託など様々な形態で参画している。また、草刈りや水管理等の農地の維持管理に係る作業料金を設定しており、地権者も維持管理に参画するなど、地域内での役割分担・連携が図られている。

○集約化した農地において効率的なブロックローテーションを行い、水稻・大豆・そばの安定生産を行い、酒造好適米や加工米も導入している。また、ハウレンソウ等の高収益品目の導入による雇用の安定化や、地域の特産品「会津四季もち」等の農産加工にも取り組んでおり、女性の活躍の場となっている。



活用前
黄色:担い手が利用



活用後
黄色:機構転貸(担い手が利用)
青色:機構転貸(担い手以外が利用)

区 分	活用前(H25)	活用後(H26)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	35.7ha、51%	50.9ha、73%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	17.9ha	17.0ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	6	7
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	6.0ha	7.3ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(5) 会津若松市経沢地区へざわ(ほ場整備を契機に設立された法人が、集約化された農地で水稻直播栽培を導入し、省力化等が図られた事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 65.9 ha (田 53 ha、畑 12.9 ha)

○中山間地域で、水稻を主体とした作付けを行っている。

○ほ場整備事業の取組を契機に担い手組織が農事組合法人経沢農産を設立し、農地の集積を図りながら1集落1農場による集落営農を進めてきた。農地中間管理事業を活用する以前は、当該法人が特定農作業受託を実施していた。

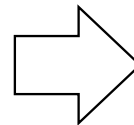
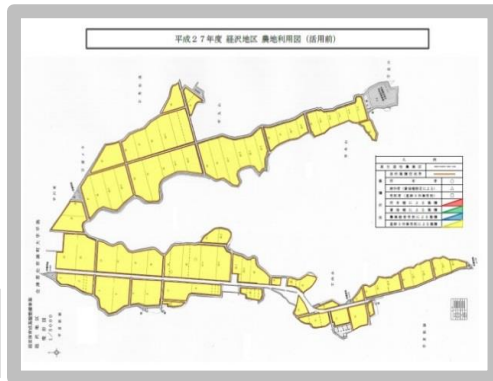
2 取組のポイント

○機構集積協力金のメリットを見据え、特定農作業受託から農地中間管理事業に乗り替える機運が高まった。

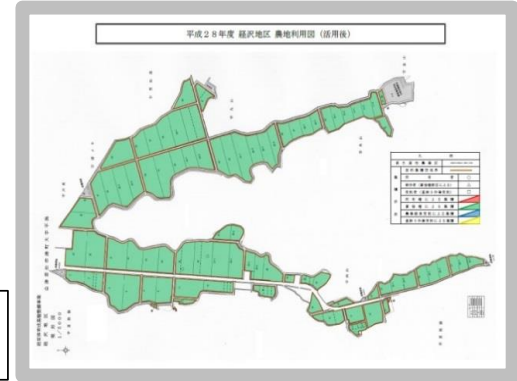
○集落の話し合いの場では、営農改善組合が中心となり、農地中間管理事業の活用を検討するとともに、機構も参加しながら利用調整を行った。その結果、基盤整備事業施工中の一時利用指定地で農地中間管理事業の活用がなされた。地域集積協力金は、地域の合意の下、当該法人の運営資金に活用している。

○水稻作業の省力化を図るため直播栽培を導入するとともに、新たに園芸作物(アスパラガス)を導入した。

活用前
黄:特定農作業受委託



活用後
緑:機構を通じて利用権設定



区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	49.6ha、75.2%	52.8ha、80%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	49.6ha	52.8ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	1	1
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	49.6ha	52.8ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

ながさか 1(6) 猪苗代町長坂地区(ほ場整備を契機とした営農組織の法人化の事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無: (無)・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

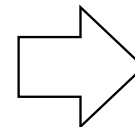
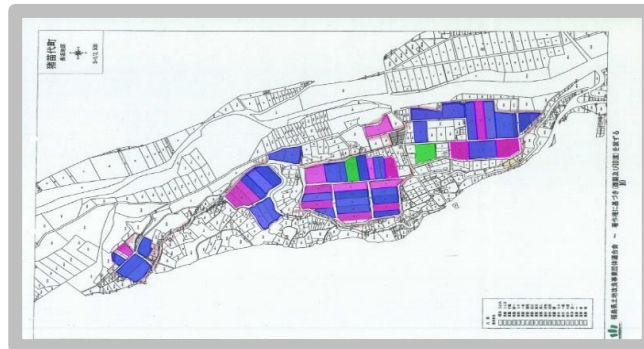
1 機構事業の進め方

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
○	③法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2 地区の概要

- 農地面積 19.4 ha (田 19 ha、畑 0.4 ha)
- 中山間地域で、水稻を主体とした作付けを行っている。
- 基盤整備後は1集落1農場を目指して特定農業団体を立ち上げ、平成21年に農事組合法人ニューわくわくファームを設立した。
- 今後は、6次産業化の取組を進めていく。

3 事業活用のイメージ(農地利用図)



区 分	活用前(H26)	活用後(H27)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	8ha、41%	19ha、98%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	8ha	19ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	1	1
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	8ha	19ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

4 事業の活用に関する創意工夫

○旧農地保有合理化事業実施地区であるが、農地中間管理事業への移行を契機に畑地も含めた利用調整を行い、地域内の担い手への集積率を大きく増加させた。

○集落の営農改善組合が中心となり事業の活用を検討するとともに、集落の話し合いの場には機構が積極的に参加して利用調整を行った。

1(7) 猪苗代町釜井地区(ほ場整備を契機に設立された営農組織の法人化による農地の集約と大豆の団地化の事例)

3法指定地域: 山村振興法 (特定農山村法) 過疎法 該当なし
重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン) 農地整備事業 (日本型直接支払制度) JA集落営農ビジョン (旧農地保有合理化事業) 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

- 農地面積 27.6 ha (田 26.9 ha、畑 0.7 ha)
- 農家戸数13戸のうち、認定農業者は1名。水田単作地帯であり、土田堰地区県営ほ場整備事業(138ha)に取り組み、平成3年に完了(30a区画)した。
- 平成6年に4名で釜井生産組合を設立し、農業機械の共同購入や転作作物の団地化等に取り組み、平成19年に特定農業団体となる。

2 きっかけ

- 当該地区は、多面的機能支払制度の活用、ブロックローテーションによる転作団地化(大豆)や品目横断的経営安定対策への加入等、各種施策活用の意欲が高い地区であった。
- 特定農業団体の法人設立意向を把握した機構職員が、元市役所職員であった釜井生産組合長に人・農地プラン及び農地中間管理事業制度の活用を呼びかけた結果、組合長の強いリーダーシップの下、集落説明会開催や法人化に向けた具体的なスケジュール等が示された。

3 事業の活用にする創意工夫

- 特定農業団体の法人化意向を踏まえ、町農林課と機構が調整を図り、農地中間管理事業重点地区に指定した。
- 法人の設立時期(登記申請)を平成29年1月と決め、平成28年8月から計画的にプラン及び農地中間管理事業の集落説明会の開催や法人設立へ向けた実務指導等を実施した。町、農林事務所、農業会議、機構が連携して法人の農用地の利用調整、集積を図った。

4 事業の活用成果

- 法人の団地的利用を優先した農地の利用調整を行った結果、農地の集約化と団地の面積拡大が進み、一層の作業効率の向上と生産コストの軽減が期待される。
- 転作作物の大豆は、より条件の良いほ場に作付けが可能となり、増収(240kg/10a)と高品化(2等以上60%)が期待される。
- 将来に向けた農地の安定的かつ効率的活用の仕組みを作り上げたことにより、集落の絆が一層強固になった。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	20.9ha、76%	21.1ha、76%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	20.9 ha	21.1 ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	4	3
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	5.2ha	7.0ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(8) いわき市赤井地区(多面的機能支払の活動組織を活用しながら、地域の活性化を図る観点から異なる農業法人が連携して集落営農に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**
 重点地区指定の有無: 無・**有** (**人・農地プラン** 農地整備事業 **日本型直接支払制度** JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 82 ha (田 80 ha、畑 2 ha)

○いわき市内で唯一のパイプライン敷設の基盤整備事業(30a区画)が実施されるなど、生産基盤の整備が進んでいる地域であり、経営規模25haのライスセンター(農事組合法人)をはじめ大規模な水稻の担い手が地区内の水稻の刈取り・乾燥・調製作業を受託している。

○平成19年には、約2haの水耕トマトを栽培する農業法人が設立され、加工品を含めた直売所も設置されている。

2 きっかけ

○大規模な水稻の担い手が死亡した後の農地を地域内の担い手が引き受けることが困難であったことから、JAが仲介して他地区の担い手が引き受けるという水稻の担い手不足の課題が顕在化した。そのため、平成28年9月から、ライスセンターとトマト生産法人が話し合いを始めたところ、ライスセンターは収穫時の労力がほしい、トマト生産法人は地元企業としての地域貢献をしながら、水稻作業を手伝う見返りに粃穀の有効活用を図りたいと、双方の考えが合致した。この取組を地域全体の取組に広げていくために、人・農地プランを作成し、農地中間管理機構を活用した農用地の有効利用の仕組みを構築する取組を開始した。

3 事業の活用に関する創意工夫

○多面的機能支払の活動組織「赤井農地・水保全会」の役員会において、県・市・JA・機構が分担して農地中間管理事業と人・農地プラン作成の説明を行い、人・農地プラン作成の賛同を得た。

○多面的機能組織と土地改良区の役員が同じであることから、土地改良区役員会を活用して開催した担い手との合同会議において、人・農地プランの原案について協議し、地域の担い手をプランに位置づけるとともに、営農改善組合の設立について合意した。

○地権者全体にこれまでの経過を説明し、農地中間管理事業を活用した賃貸借を進めるとともに、営農改善組合を設立して地域農業の振興を図ることを決定した。

4 事業の活用成果

○地域の担い手の人・農地プランに位置付けるとともに、事業活用により担い手への集積率が20%以上となった。

○土地改良区の活動を基礎に、人・農地プランを作成し営農改善組合を設立することが承認されるとともに、担い手以外の農業者が離農する際に農地の利用調整を図る体制が構築された。

○営農改善組合の運営資金として地域集積協力金を充てることが可能となり、「赤井農地・水保全会」の活動と緊密な連携を図り農用地の維持保全を図ることが可能となった。

区 分	活用前(H28)	活用後(H29)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	4.8ha、6%	22ha、27%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	2ha	5ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	6	24
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.8ha	09ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数		

1(9) 会津若松市^{せきば}堰場地区（ほ場整備を契機に設立した法人により一集落一農場に取り組む事例）

3法指定地域：山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無：無・有（人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他）

1 地区の概要

○農地面積 31.1 ha（田 30 ha、畑 1.1 ha）

○水田を中心とした地区であり、集落世帯15戸全てが農家で、ほとんどが兼業農家である。うち6戸（65歳前後4人、50歳後半2人）が第1種兼業農家であるが、認定農業者はいない。

○主な作物は水稻8ha、そば22haとなっている。平成26年度から多面的支払制度にも取り組んでいる。

○農地は、昭和40年代前半に20a区画を標準に整備されたが、農道も狭く用排水路も素掘りのため、維持管理に苦労するとともに暗渠排水もうまく機能しないため、転作や経営規模拡大に支障をきたしていたことから、基盤整備事業への取組意向が高まるとともに、農業者の高齢化と担い手不足、集落の将来、営農に対する不安の中、法人設立に対する機運が高まっていた。

2 取組のポイント

○平成28年3月に「堰場地区・基盤整備関連経営体育成等促進計画書」を策定、29年5月に事業採択、事業完了予定を32年度とする面工事が30年度に着手された。

○平成29年度農地中間管理事業の重点地区に指定し、関係機関・団体（市、改良区、県農林、機構、県農業会議）が活動計画に基づき打合せや集落での制度説明、事務手続き、具体的な相談等の支援を行った。

○平成29年9月に、元JA職員が地域の取り纏め役としてリーダーシップを発揮して、地域の農業者で組織する「農事組合法人堰場ファーム里山」が設立され、直ちに機構にエントリーするとともに、11月には農業経営改善計画認定申請書を提出し、認定農業者に認定された。

○平成29年10月に機構借入、12月に「堰場ファーム里山」へ転貸（27.48ha）されるとともに、機構集積協力金交付金が交付された。残りの農地についても権利関係の整理を進めており、平成30年には機構を通して法人へ転貸予定で、一集落一法人としての集落営農の形態が確立される。

○法人設立により担い手が確保されたことから、労力面で余裕ができた女性を中心に、山菜の栽培等の地域資源を活用した構想も検討されている。

区 分	活用前	活用後
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	0ha、%	27.48ha、88.3%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積（1経営体当たり）	0ha	27.48ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	0	1
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0ha	27.48ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(10) 喜多方市荒分地区(集落営農組合の法人化により、農地の集約化と営農の多角化に取り組む事例)

3法指定地域：山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無： 無・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 18.5 ha (田 18.5 ha)

○平成28年3月に、農家14戸と地域の担い手6戸で組織するソバの任意生産組織である荒分集落営農組合が参加する人・農地プランを作成した。なお、地区の中心経営体は集落営農組合と個人2名であった。集落営農組合は、地区内農地6.7haについて特定農作業受託をしていた。

○平成29年3月、任意組織であった集落営農組合が法人化し、「農事組合法人荒分ファーム」が設立され、地区農業の受け皿となった。

2 取組のポイント

○新たに担い手1名を加え7名で「農事組合法人荒分ファーム」を設立し、地区の中心経営体は、当該法人と個別担い手1戸となった。

○荒分ファームでは、地区の水田の約8割を集積するとともに団地化を図り、地域に機構集積協力金が交付されることとなり、集会所の維持管理に充てることとしている。

○荒分ファームは、ソバと牧草の作付けにより国の経営所得安定対策交付金や市補助事業を活用している。

○ソバは、製粉や粉・生そばの販売、公民館まつりでの食そばの提供等の6次化の取組を検討するとともに、新たに落花生の栽培も計画している。

区 分	活用前	活用後
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	9.3ha、50%	14.7ha、79%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3.1ha	7.4ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	8	8
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	1.2ha	1.8ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

1(11) いわき市瀬戸地区(営農体制の確立から地域の活性化に住民が一体となって取り組む事例)

3法指定地域: 山村振興法 (特定農山村法) 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン) 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 35 ha (田 34 ha、畑 1 ha)

○いわき市の最南部に位置し、農地の大半を水田が占め、昭和40年代後半に20a区画の基盤整備が実施された。

○分散したほ場で水稻を中心に営農が行われているが、認定農業者は1名のみで大規模経営体不在のため、周辺地区の認定農業者が入り作を行っている状況にあり、地域の担い手を確保することが大きな課題となっていた。

○中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用して、定期的な話し合いを通じ農道・水路の刈払活動等の共同作業に取り組み、耕作放棄地の未然防止と鳥獣害の防止に努めるなど、農用地の維持保全を図っている地域である。

区 分	活用前	活用後
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	3.2ha、9.4%	16.3ha、47.9%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	0.6ha	2.3ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	11	18
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.3ha	0.9ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数		

2 取組のポイント

○機構職員が、中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度の代表者との協議を経て、役員会において農地中間管理事業の説明を行うとともに、農業振興普及部と連携して地権者に事業説明会を行った。その中で、高齢化により営農が困難な状況や機構に農地を貸したいなどの意見が出され、営農に関するアンケート調査を実施することになった。

○アンケート調査に65名から回答が寄せられ、中山間直払いの役員会においてアンケート調査結果の分析や意見交換を行い、農地中間管理事業に取り組む方向が確認された。

○農業振興普及部・市農業振興課・JA福島さくらいわき地区本部・機構の4者が連携を図りながら、地域農業の将来ビジョンである「人・農地プラン」の作成に向けた協議を重ね、地域内の新たな担い手と周辺の担い手を含めた7名の担い手をプランに位置づけるとともに、神社祭礼等の地域イベントでの直売や農産加工に取り組むという地域農業の将来ビジョンのたたき台を作成した。

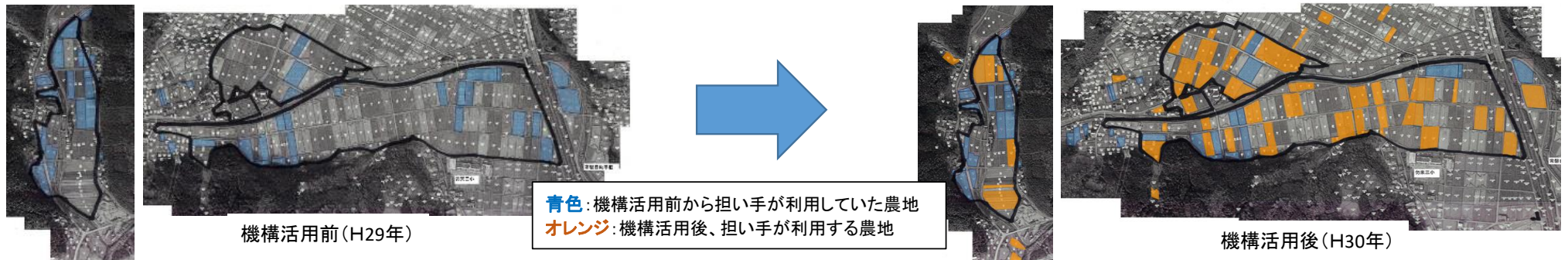
○平成29年3月に、瀬戸地区営農改善組合の設立総会が開催され、人・農地プランを承認するとともに、認定農業者を含めた役員体制が確立された。

○平成29年度から農地中間管理事業に取り組み、23haの賃貸借契約のうち約13haが担い手に集積された。

○農地中間管理事業を推進する過程において、認定農業者2名が新たに育成されるとともに、地区内の農産品・加工品を持ち寄る農産物収穫祭が開催され、地域内の高齢者や子供の交流が図られ好評を博したことから、次年度も継続することになった。また、今後の地域農業の将来に資するための視察研修会が実施され、集落営農法人設立の検討が進められている。

○法人化の検討と並行して、公民館周辺を地域農業の拠点に位置付け、地区内の高齢者や女性を含む多くの地区民が参画する集落農場の構想(加工できる作目の選定やハウスでの園芸作物の周年栽培、憩いと交流スペースの確保等)の検討を担い手が中心となって進めており、今年4月から試験栽培が開始されることになっている。

3 農地利用図



1(12) 会津若松市平塚地区(「若者に魅力ある職場、孫や嫁さん達が喜ぶ集落環境」をめざして法人化した集落営農組織が、地域農業の着実な進展に取り組む事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**

重点地区指定の有無: 無・**有** (人・農地プラン) **農地整備事業** 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 46 ha (田 44.2ha、畑 1.8ha)

○会津盆地のほぼ中央に位置し、粘土質の強い土壌条件のほ場が多い水田地帯で、昭和40年代後半から50年代後半に30a区画の基盤整備が実施された。

○平成25年7月に人・農地プランが作成が作成されるとともに、平成24年から多面的機能支払制度(資源向上交付金)を活用し、道水路等の維持向上及び農村環境の保全に取り組んでいる。

区 分	活用前(H26)	活用後(H30)
①地区内担い手の集積面積・集積率	11.4ha、24%	35.5ha、77%
②経営体の平均経営面積(1経営体当たり)	5.7ha	17.8ha
③経営体の平均団地数	3	5.5
④経営体の平均団地面積	1.9ha	3.2ha
⑤転賃を受けた新規就農者数、参入企業数		

2 取組のポイント

○平成23年3月に、集落内の11戸の農家が「平塚農業生産組合」を設立し、肥料の共同購入等の取組を開始した。その後、農業経営者の高齢化と担い手不足の中、他地区で共同作業等集落機能の維持が困難な集落が見られることから、将来に対する不安を口にする地域住民も現れ始めていた。

○人・農地プランの作成を通じ、市農政課、県農林事務所の支援を受ける中で、多面的機能支払への取組を通じその活用に関する意識改革が進み、法人化の取組についても話し合うようになった。

○法人化の機運が高まる中、平成27年には市農政課、機構、県農林事務所、県農業会議が連携して法人設立を支援した結果、同年11月11日に、「生産組合」の8名で「農事組合法人 会津ひらつか農園」が設立された。法人設立に当たり、①法人設立により設立以前と比べ一人当たり収入が減少になることが懸念されたことから、専業農家の所得確保を最優先に考えること。②細部は問題が発生した時に考えて対応すること。の2点について合意が図られた。これにより短期間で法人設立に至ったが、その要因としては、キーマンである組合長の強力なリーダーシップがあげられる。

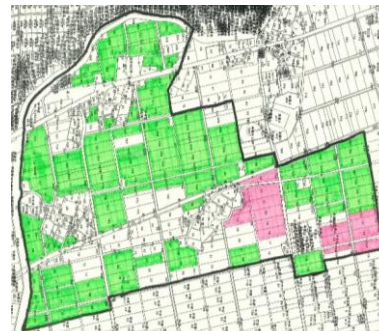
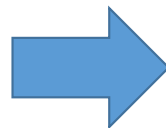
○法人設立当初から農地中間管理事業を活用して経営規模の拡大を図っており、地域集積協力金については法人設立時の出資金として有効活用されている。

○地域の担い手として、周辺の集落からも農地の借入(10.1ha)を要請され経営面積も着実に増加しており、平成30年度には「産地パワーアップ事業」を活用して、ミニライスセンターやキャビン付きトラクター、キャビン付きコンバインを整備するとともに、6名を臨時従業員として雇用した。また、集落の若者が他産業に勤務しながらも農作業に従事できる体制を検討するとともに、平成31年度には経営面積が42.1haと見込まれる中、10haで密苗の導入を計画するとともに、施設園芸の導入に向けた研修会等の活動を予定している。

○農地所有者からは、耕作者が法人ということで長期間安心して任せられると評価されるとともに、耕作者からは、経営面積のすべてを農地中間管理事業を活用して借り入れていることから、農地所有者への支払を機構が行い効率的であると評価されている。

○関係機関・団体の役割分担 会津若松市役所: 人・農地プラン作成、機構集積協力金交付 県会津農林事務所: 人・農地プラン作成支援、栽培技術指導 JA会津よつば: 所有者・耕作者の調整、栽培支援 県農業会議: 法人化に関する相談、支援 福島県機構: 地域と関係機関・団体との調整、農地中間管理事業の活用の誘導

3 農地利用図



※ 色分けは各担い手の集積農地を示し、緑は「農事組合法人 会津ひらつか農園」である

1(13) 喜多市下高地区(集落営農組織の法人化により、農地の集約化と営農の多角化に取り組み、新たな就業機会となっている事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 (該当なし)
重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン) 農地整備事業 日本型直接支払制度

JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他

1 地区の概要

○農地面積 48.4 ha (田 45.9ha、畑 2.5ha)

○喜多市の南部に位置し、地域の農地の大半を水田が占め稲作を中心とした営農が展開されている地区であり、平成10年代前半に実施された基盤整備では1区画が100aとなっている。

○多面的機能支払制度を活用して農地の維持や環境保全に取り組んでいるが、農道や水路の一部は狭窄であったり老朽化が進んでおり、資源向上支払交付金を活用した当該施設の質的向上を図る共同活動を実施している。

区 分	活用前(H29)	活用後(H30)
①地区内担い手の集積面積・集積率	25.4ha、53%	29.7ha、61%
②経営体の平均経営面積(1経営体当たり)	3.2ha	29.7ha
③経営体の平均団地数	8	12
④経営体の平均団地面積	0.4ha	2.5ha
⑤転貸を受けた新規就農者数、参入企業数		

2 取組のポイント

○基盤整備後の転作作物としてWCS、そば、小麦の栽培を共同で実施していた地域の担い手8戸が、経営所得安定対策に加入するため、平成27年に集落営農組織「下高額ファーム」を設立したが、個別での肥培管理による非効率性や経理事務の効率化が課題となっていた。

○個別に借り入れていた農地の効率的活用を図るために集落営農組織を法人化することとし、平成29年12月に県農業会議や農業委員会等による法人設立の指導を受け、30年2月に集落営農組織の構成員8名で「株式会社夢ファームむげん」を設立した。

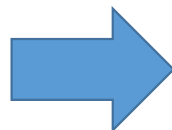
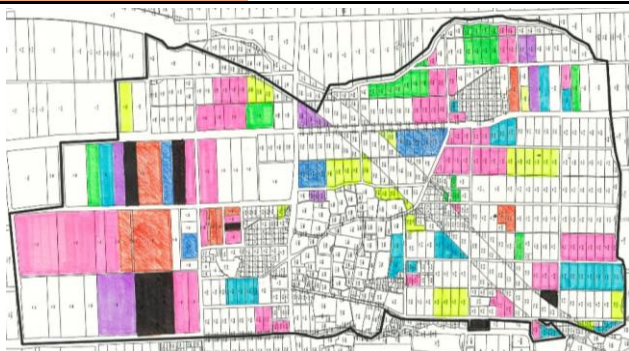
○平成30年12月に作成された人・農地プランに基づく農地中間管理事業を活用した貸借により農地の集積・集約化が進み、高齢化や後継者不足による離農の受け皿となるとともに精算事務の軽減が図られた。さらには、他地区の農地所有者から借入を依頼され約4haを借り入れている。

○法人化により経営の安定と職場環境の改善が図られた結果、設立以前の構成員8名態勢から、役員3名に加え常用社員6名及び臨時3～4名態勢に増員するとともに、農作業の共同化により作業効率が向上したことから、新たに長ネギ(63a)、ライスカリフラワー(10a)の作付けを行い、農業所得の拡大を図っている。

○当該法人からは、経営面積のすべてを農地中間管理事業を活用して借り入れているため、機構が所有者に賃借料を支払ってくれて効率的であると喜ばれている。

○関係機関・団体の役割分担 喜多市役所: 人・農地プラン作成、機構集積協力金交付 県会津農林事務所: 人・農地プラン作成支援、栽培技術指導 JA会津よつば: 所有者・耕作者の調整、栽培支援 県農業会議: 法人化に関する相談、支援 福島県機構: 地域と関係機関・団体との調整、農地中間管理事業の活用の誘導

3 農地利用図



※ 色分けは各担い手の集積農地を示し、緑は「株式会社夢ファームむげん」である。

2(1) 福島市平石地区(将来の営農に対する不安感の共有による担い手を中心とした営農体制の確立に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 (該当なし)

重点地区指定の有無: 無・(有) (人・農地プラン) 農地整備事業 (日本型直接支払制度) JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 65.5 ha (田 65.5 ha)

○福島盆地南部の周縁で、六郎沼ダム等を水源とする平田川が中央部を流れ、東西を山に挟まれた地区である。

○平坦部は平田川水系を中心に基盤整備が終了しているが、個別に水稻栽培を行ってきた多くの受益農家は高齢化や後継者不足により営農が困難な状況となっており、地区内の担い手が独自に作業受託や相対での農地賃借による規模拡大を進めてきた。

2 きっかけ

○平成27年、地域の営農維持に不安を抱いた地域の担い手が、「優良な農地を次世代につなぐ」「担い手が利用しやすい形での農地集積」等を目的とした、効率的な農地利用と次世代に向けた営農体制の確立を地域住民に呼びかけ、その検討資料として農地の利用状況等を確認した。

○この結果をもとに、福島市、JA、県北農林事務所及び機構等の関係機関・団体が連携して、営農組合設立のための協議会等の場において農地中間管理事業のメリット等を説明し、関係者の了承が得られたことから、「長期(10年)安定した農地の賃借」「賃借契約による経営所得安定対策の拡大」「地域集積協力金による地域環境整備」が実現可能な農地中間管理事業による集積を図ることとなった。

3 事業の活用に関する創意工夫

○現状確認や基本的な方向は担い手を中心として検討を進め、農地中間管理事業を活用する共通認識の醸成に努めた。

○基本的な方向を決定した後は、担い手及び関係機関がチラシ等でそれぞれの出し手に対し説明・確認することで、担い手自身の事業実施に感ずる自覚が深まった。

○営農組織の設立に向けて、水利組合等の関係組織への営農組合の事業内容、農地中間管理事業の実施内容等の説明を行うなど、地域全体の理解促進に努めた。

○集積後、地区内の出し手の情報収集や「農地中間管理事業貸付候補農地申出書(農地所有者用)」の取得に機構が迅速に対応し、早期の利用権設定に繋げている。

4 事業の活用成果

○農地中間管理事業を活用した農地賃借の意識が醸成されるとともに、地域内において農地を安心して任せることができる体制が整備された。

○農地利用の明確化が図られ、今後地区内の担い手間で調整が可能となっている。

○地域集積協力金は、平成28年2月21日に設立された営農組合が使用する農業機械導入に向けて積み立てる予定である。

○担い手が主体となり、出し手・受け手が一堂に会した収穫祭を開催し、地域内の交流を図っている。

区 分	活用前(H25)	活用後(H28)
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	不 明	16.7ha、25.5%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3.4ha	8.4ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	1	3
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	不 明	5.6ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

2(2) 福島市吾妻地区(耕作放棄地を活用して大規模牧場が使用する牧草地の集積に地域ぐるみで取り組んだ事例)

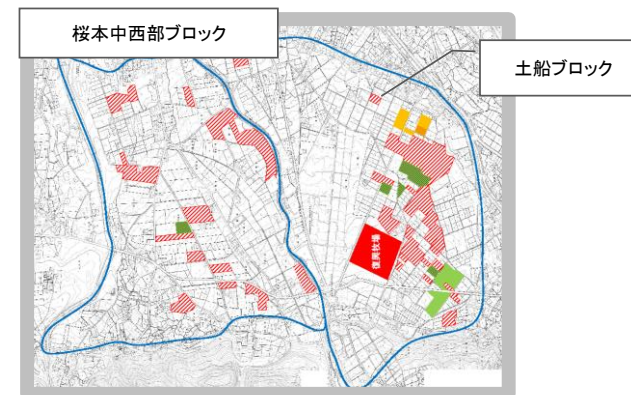
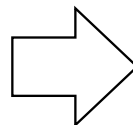
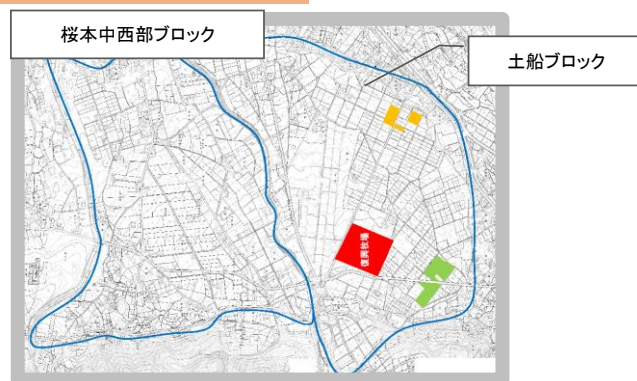
3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 (該当なし)

重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン) 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 (その他)

1 機構事業の進め方

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

3 事業活用のイメージ(農地利用図)



区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	2.7ha、1.5%	27.8ha、15.5%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	2.7 ha	13.9ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	4	3
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.7ha	9.3ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数、参入企業数	0	1

4 事業の活用に関する創意工夫

○農地の荒廃に伴い鳥獣害が拡大するとともに耕作放棄地が増加するなどの課題が顕在化する中で、遊休農地対策と牧草地確保のため事業を活用した。荒廃農地対策協議会(JAを中心に農業委員、環境保全会、区長などが参加)は、牧場を運営する新規参入法人が希望する牧草地として必要な条件を定め、地域での調整を進めた。

○その際、地権者の理解を得るために繰り返し説明会を開き、農地再生や鳥獣害対策などの利点を説明するとともに、欠席した地権者には自宅を訪問するなど、小まめに対応した。その結果、平成28年度は約10haの荒廃農地を含む約20haの農地を当該法人に貸付・集積した。当該法人は、荒廃農地を耕作放棄地再生事業を活用して牧草地として再生した。

2(3) 郡山市大善寺地区(畑地帯において、土地利用型野菜の生産拡大を目指す法人が、農地中間管理事業を活用し規模拡大に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**

重点地区指定の有無: 無・**有** (**人・農地プラン** 農地整備事業 **日本型直接支払制度** JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 27.2 ha (畑 27.2 ha)

○国営総合農地開発事業「郡山東部地区」の南端に位置し、畑地で農地整備が実施されていた。

○同地区内の農地所有者は48名であるが、畑地の平均所有面積は約0.5haと小規模で、地区内には畑作物を経営の柱とする担い手がない。

2 きっかけ

○隣接地区で土地利用型野菜の作付けを行うA農業法人が、エダマメやニンジン¹の作付拡大に向けた農地を探していた。

○地区外の農業法人を担い手とした人・農地プラン作成の作成過程において、農地・水環境保全向上対策実施団体の代表が中心となって農地の出し手希望を整理するとともに、地区内の話し合いの場が持たれた。

3 事業の活用に関する創意工夫

○県中農林事務所、郡山市とともに機構が人・農地プラン説明会に出席し、人・農地プランの原案作成や農地中間管理事業のメリット措置について、それぞれの立場から説明を行い、農地中間管理事業を活用した農地集積を推進した。この結果、地区内代表者の農地中間管理事業活用メリットの理解が深まり、A法人に集積することができた。

4 事業の活用成果

○農地を借り入れた農業法人は、エダマメ12.2ha、ニンジン5ha(エダマメ跡作)の作付けを行い、機械を活用した効率的な作業体系の下、農業収入が増加した。

○今回の集積以降も、当該法人への同地区内の畑地の貸付希望が出てきた。

区 分	活用前(H26)	活用後(H27)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	11.7ha、43%	12.2ha、45%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	11.7ha	12.2ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	2	2
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	5.9ha	6.1ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

2(4) 喜多方市針生地区(既存の担い手と新規就農者の受入による、活力ある集落の維持に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 72.4 ha (他 72.4 ha)

○プラン作成エリアは72.4haで農家数は27戸である。水稻・そばの土地利用型作物とアスパラガス、きゅうり等の園芸作物、葉たばこや養豚を組み合わせた複合経営体が主体の地域である。

○地域の中心となる経営体は12経営体で、離農や規模縮小する農家の農地を借り受け、規模拡大と生産性の向上に努めるとともに、農業機械を更新し、生産費の低減に取り組んでいる。

2 きっかけ

○多面的機能支払交付金事業の活動を通して、国が平成24年度から始めた「人・農地プラン」に係る集落の話し合いがスタートした。

○平成26年度には人・農地プランが作成され、その中で担い手以外の農業者が耕作が困難になった場合は地域の中心となる経営体に農地を貸し付けることが合意された。

3 事業の活用に関する創意工夫

○プランのエリア内では6経営体が事業を活用している。

○地元農業委員会を中心に、農地の貸借の調整や新規就農者の受入れ(農地、住居)を進めてきた。

○平成29年1月に新規就農者1名が、人・農地プランの担い手となり借受希望者としてエントリーし、機構から37aの転賃を受け、5月からきゅうりハウス栽培(10a)を始めた。

4 事業の活用成果

○担い手が高齢になりリタイヤした一方で、新たな担い手が加わり世代交代が円滑に進み、50歳代以下の若い担い手が半数を占めている。

○地区の役員や地元農業委員が、地域の合意形成と活性化、新規就農者の受入に取り組んできた。

○機構を活用したプランエリア内の4ha弱の農地が担い手6名に集積された結果、1経営体当たり60a程度の経営規模の拡大に寄与した。

○Iターンの新規就農者が人・農地プランの担い手となり、機構から農地を借りて、きゅうり栽培を開始し、計画的に拡大していく。

○農業を主体とした活気のある集落としていくため、引き続き定期的に話し合いの場を設け、貸借等もプランの中で調整している。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	19.7ha、27.2%	23.4ha、32.3%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3.9ha	3.9ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	17	19
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	1.1ha	1.2ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数	0	1

2(5) 会津坂下町^{くぼくら}窪倉地区(担い手の離農を契機に、地域内で農用地利用の再調整に取り組んだ事例)

3法指定地域：山村振興法 特定農山村法 過疎法 該当なし

重点地区指定の有無： 無・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 48.99 ha (田 46.46 ha、畑 2.53 ha)

○会津坂下町西部にある只見川に面した集落で農地は緩やかな傾斜地にあり、水田が大部分を占める。

○農家数16戸、うち販売戸数13戸(専業4戸、1種兼6戸、2種兼3戸)である。

○水稻の他、野菜、花卉(トルコギキョウ、ストック)が大規模に栽培されている(水稻12戸、夏秋キュウリ6戸、花卉1戸)。

2 きっかけ

○平成27年、高齢と健康面から約5ha(うち地区内3.8ha)の水田の作付けができなくなった農家が、特定の担い手に相対で全ほ場の貸し付けを申し出た。申し出を受けた担い手は個人で借り受けるには面積が大きいこと、一部が他集落にもまたがり分散していることなどから、地区内外の他の担い手と相談し、5戸(地区内4戸、地区外1戸)で借り受けるとともに、町と相談し経営転換協力金及び地域集積協力金の対象となるよう検討した。

3 事業の活用に関する創意工夫

○町、機構と連絡を取りながら集落全体で話し合いを持ち、地域集積協力金の対象となるよう更なる集積を推進するとともに、1経営体が法人化した結果、地域集積協力金要件を達成した。

○借り受けるほ場の集約化に向け、担い手同士が話し合いで調整した。

○地区外にあった一部のほ場については、その集落の担い手に引き受けを依頼した。

4 事業の活用成果

○担い手の経営面積が拡大するとともに集約化により作業効率が向上し、経営の安定に寄与した。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	25.0ha、51%	28.8ha、59%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	6.3ha	7.2ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	15	15
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	1.7ha	1.9ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

2(6) 南相馬市寺内地区^{てらうち}(機構集積協力金の活用を契機に、担い手の効率的生産体制の確立に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 (該当なし)

重点地区指定の有無: (無)・有 (人・農地プラン 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 49 ha (他 32 ha、畑 17 ha)

○本地区の営農状況は、大部分が稲作経営であったが、東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う水稻の作付制限により、平成23年度から平成26年度までは不作付となった。

○当該地区の担い手は、農地利用集積円滑化事業により集積を行っていた。

2 きっかけ

○機構集積協力金のメリットを活用することをきっかけとして、担い手が利用権を設定している農地及び農地利用集積円滑化事業を行っている農地以外の農地を、農地中間管理事業を活用して担い手に集積していく機運が高まった。

3 事業の活用に関する創意工夫

○農地中間管理事業への移行を契機に、再度利用調整を行い、担い手への集積率を増加させた。

○地区内の話合いの場には、市及び機構も参加し、連携しながら利用調整を行った。

4 事業の活用成果

○農地の集積により連坦化が図られ、用水の効率的利用調整が実現した。

○ブロックローテーションが可能となった。(対象品目: 飼料用米(20ha)、JA3年契約天のつぶ(12ha))

○農地の集積や農業機械(コンバイン、粃摺機、乾燥機、色彩選別機)の整備により、生産コストが低減し農業所得が増加した。

区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	15.1ha、30.6%	32ha、65.1%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	15.1ha	32ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	1	1
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	15.1ha	32ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

2(7) 相馬市新田地区(津波被災地において法人を設立し、新たな営農システムの確立に取り組んだ事例)

3法指定地域: 山村振興法 特定農山村法 過疎法 **該当なし**

重点地区指定の有無: 無・**有** (**人・農地プラン** 農地整備事業 **日本型直接支払制度** **JA集落営農ビジョン** 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

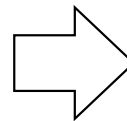
1 機構事業の進め方

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
○	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2 地区の概要

- 農地面積 142 ha (田 142 ha)
- 太平洋沿岸部で水稻中心の作付を行ってきた。
- 東日本大震災により津波被害を受け、原形復旧によりほ場を整備した。
- 個人担い手による営農が中心であったが、震災後、地域の担い手が集まって組織化について協議を進めた結果、新たに合同会社飯豊ファームが設立された。

3 事業活用のイメージ(農地利用図)



区 分	活用前(H27)	活用後(H28)
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	0	35ha、25%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	0	35ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	0	12
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0	2.9ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	0	0

4 事業の活用に関する創意工夫

- 旧農地保有合理化事業の実施地区では個人担い手へ集積していたが、当該事業の契約満期に当たり、農地中間管理事業を活用して新規設立法人に農地の集積を進めることとした。
- 当該法人が中心となり、同法人以外の担い手への意向確認や契約移行に伴う地権者への説明及び同意書等の徴収を行い、農地中間管理事業への取組を進めた。
- 市では地域集積協力金の活用実績がなかったため、当該法人役員・市・農業委員会・JA・機構及び農林事務所が一堂に会して事業推進会議を開催し、制度の詳細から機構貸付までのスケジュールや役割分担等を確認して事業推進に当たった。

2(8) 棚倉町玉野地区(農地中間管理事業の活用を契機に設立した法人が転作作物の団地化と営農の多角化に取り組む事例)

3法指定地域: 山村振興法(特定農山村法) 過疎法 該当なし
重点地区指定の有無: 無・有 (人・農地プラン) 農地整備事業 日本型直接支払制度 JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 耕作放棄地 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 100.4 ha (水田 80.7 ha、畑 19.7 ha)

○棚倉町北東部の標高300mに位置し、国道118号に沿って集落が形成している。水田は、昭和40年代後半に基盤整備が実施され30a区画になっている。用水は、白河市表郷地内の犬神ダムとため池からの取水となっており、代掻き時期における安定的な用水確保が課題となっている。

○平成29年2月に開催された農地中間管理事業の説明会を契機に、法人設立に向けて地域の農業者による話し合いが行われ、県南農林事務所や県農業会議、棚倉町産業振興課、機構が連携しながら、法人設立を支援してきた。

2 取組のポイント

○当該地区では、平成12年に設立された「新玉野生産組合」が集落営農の取組や飼料用米の転作団地形成に積極的に取り組んできた経緯があるとともに、地域内での話し合いや農地中間管理事業説明会を開催した結果、将来を見据えた人・農地プランや地域営農ビジョンの方向性が示され、地域での合意形成や理解が図られるなど、むらづくりの機運が高まってきた。

○法人設立の機運の高まりに伴い、県、町、JA、公社等の関係機関・団体の連携の下、先進地視察や法人化の勉強会を開催した。

○平成28年に多面的機能支払活動組織として設立された玉野農地保全会では、活動の一環として地域営農のあり方についても検討している。

○平成29年10月に、認定農業者3名で農業法人「玉野アグリサービス株式会社」が設立された。また、機構集積協力金の活用に当たっては、法人の農業機械整備に充てることについて、出し手の理解が得られた。

○平成30年度には、営農の多角化を図るため、飼料用米、WCS、飼料用トウモロコシの団地化に取り組むとともに、大豆等の導入によるブロックローテーションを計画している。

区 分	活用前	活用後
①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	7ha、7%	21ha、21%
②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3ha	5ha
③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	11	23
④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.4ha	0.5ha
⑤機構から転貸を受けた新規就農者数、参入企業数	-	-

2(9) 三島町大登地区(荒廃農地の解消を契機に、守っていくべきエリアを明確にしながら役場が主体となって担い手への集約を図った事例)

3法指定地域: **山村振興法** **特定農山村法** **過疎法** 該当なし

重点地区指定の有無: 無・**有** (人・農地プラン 農地整備事業 **日本型直接支払制度** JA集落営農ビジョン 旧農地保有合理化事業 **耕作放棄地** 農業施設導入 その他)

1 地区の概要

○農地面積 23.5 ha (田 5.9 ha、畑 17.6 ha)

○自然条件 耕地の標高250～300m、年平均気温 10～11℃、最高積雪平均1.5～2m、根雪期間12月上旬～4月中旬、やや冷涼な積雪地帯である。

○水田は川沿いの低地に分布するとともに、畑は中腹に階段状または傾斜地に分布する。一戸当たりの農地面積は約50aと小規模で、ほ場は小区画且つ分散し、水田を除き不整形である。

○かつては葉たばこが盛んであったが、現在はソバと小面積の野菜が作付けされている畑以外の多くの畑が荒廃農地となっている。

○2015センサスによる地区内の経営体は2戸であるが、いずれも高齢で農地を借り入れる担い手が地区内におらず、地区外の2経営体(個人1、法人1)が借入れている。

○地区の課題は、地区内に借入者がおらず荒廃農地が多いこと、小区画分散ほ場であること、収益性の低い作目がほとんどであることがあげられる。

区 分	活用前	活用後
①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率	6.2ha、26%	12.7ha、54.0%
②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積(1経営体当たり)	3.1ha	4.2ha
③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数	13	9
④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積	0.48ha	1.4ha
⑤機構から転賃を受けた新規就農者数、参入企業数	0	1

2 取組のポイント

○NPO法人が桐作付けのために借り入れていた農地(1.8ha)が、同法人の都合による事業中止に伴い農地が返還され荒廃農地となったため、所有者から有効な活用方策について町に相談があった。

○町及び町から相談を受けた機構職員は、付近の虫食い状態に荒廃化している畑について、周辺を含め耕作可能な状態に戻した上で、他地区のK法人に貸し付け有効活用を図る構想を策定した。また、現在作付けされている畑が不整形で非効率であることから、その多くを作付けしているM法人等耕作者と協議した結果、農地中間管理機構が全て借り入れ、耕作者ごとに集約して貸し付けることとした。

○水田は、他地区の個人が約67%を借り入れ集積が進んでいるが、用水路等の維持管理の負担が重いことから、農地耕作条件改善事業の実施を前提に重点地区に指定し、農地中間管理機構が借り入れることを検討することとした。

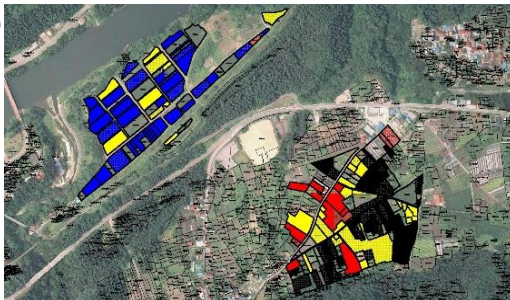
○荒廃農地の再生及び担い手への集積について地区全体での話し合いを通じて理解を求めるとし、不在所有者には町より文書及び電話で理解を求めた。

○この結果、担い手3経営体への集積が実現するとともに、荒廃農地も平成30年度に畑に復元される予定である。(担い手への集積面積:水田3.9ha→4.7ha、畑2.3ha→8.0ha、荒廃農地の復元見込4.1ha、農地中間管理事業の活用:0ha→12.7ha)なお荒廃農地の再生は、所有者の負担を求めず国県補助事業及び町予算を充てる予定で、地区外のK法人がエゴマを作付けする計画となっている。

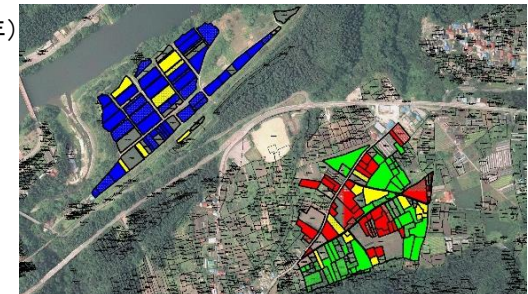
○当地区の取組の特徴は、山間地域に多い分散・小区画・荒廃農地を農地中間管理事業を活用して取りまとめ、所有者が経済的負担をすることなく担い手が効率の良い経営をできる状態に集約したことがあげられる。さらに、住居近くの荒廃農地が再生され、農業生産の居住空間の改善が見込まれている。

3 農地利用図

機構活用前(H29年)



機構活用後(H30年)



緑:A法人(地区外)、赤:B法人(地区内)、青:C(地区外個人)、黒:荒廃農地、黄:非担い手